

新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の 企業向けの金融支援等について

令和3年3月23日

財務省・経済産業省・金融庁・農林水産省

① 政府系金融機関による支援の強化

- 新型コロナにより深刻な影響を受けた飲食・宿泊事業者等については、その影響が続く間、重点的な支援を行う（後述②も同じ）。

（１）民間協調融資原則の停止

- 政投銀・商工中金が単独での積極支援を可能とする。

（２）金利等の引下げ

- シニアローンによる資金繰り支援について万全を期しつつ、中長期の財務基盤増強のため、政投銀・商工中金が提供する資本性資金の利便性を向上
 - ✓ 【劣後ローン】金利水準を当初３年間に１％程度に引下げ
（該当分野に対し国の支援強化）
 - ✓ 【優先株式】配当水準を大幅に引下げ
（政投銀が飲食・宿泊支援ファンドを月内目途に立上げ）
 - ✓ 地域の公共交通機関などへの支援について、REVIC等政府系ファンド等の活用を検討
（REVIC等が、債権買取・債務整理、出融資、ハンズオン支援等を実施）

（３）体制の強化

- 政投銀に飲食・宿泊部門専門チームを立上げ（商工中金は設置済）
- 審査期間の短縮（原則１ヵ月程度に）

② 民間金融機関による支援の強化

- 外食産業支援債務保証の拡大（大企業も対象とし、保証対象借入額の上限を2億円に引上げ）
- 民間金融機関にも、劣後ローンの周知・提案、事業計画策定支援等を要請
- 長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請
（※）「無利子無担保融資」の据置期間は最大5年だが、実際には1年以内の設定が6割程度。長期の設定が可能であることを広く周知・徹底。
- 「2期連続赤字」など、契約条項（コベナンツ）に抵触しても、機械的・形式的に取り扱わないことを要請

③ 新しい分野への事業展開支援の強化

- 事業再構築補助金（令和2年度3次補正：約1.1兆円）を活用した中堅企業（資本金10億円未満）の支援強化
 - ✓ 新分野展開や業態転換等を行う場合、建物撤去費用に加え、賃貸物件等の原状回復費、引越に必要な設備の運搬費を対象経費に含める（補助上限8,000万円、補助率1/2（4,000万円を超える部分は1/3））

④ 会計監査の対応

- 公認会計士協会は、飲食業をはじめとする一部業種の状況を踏まえ、減損等に関する監査上の留意事項を公表
 - ✓ 経営者と適時・適切なコミュニケーションを図ること
 - ✓ 監査人が実態と乖離した過度に悲観的な予測を行うことは適切でないこと
- 金融庁、公認会計士協会から、大手監査法人トップに直接説明
- 飲食業界に対して直接説明
- 公認会計士協会が相談窓口設置。現場に徹底を図る。

⑤ 関係業界向け説明会の開催

- これらの対応策について、関係省庁（財務省・経産省・金融庁・農水省）合同で中央・地方ブロック毎に関係業界向け説明会を実施。

資金繰り支援・資本性資金による支援の概要

- 短期の資金需要（借換え、運転資金等）には、通常融資（シニアローン）の返済条件緩和や追加融資で対応
- 中長期の財務基盤増強には官民の資本性劣後ローン・優先株で対応
- 政投銀・商工中金が支援を行う場合の民間協調融資原則を一時停止

<参考：コロナ禍における通常融資（シニアローン）・資本性資金の活用イメージ（一例）>

